

函館市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 1 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 5 7 号

函館市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を
改正する条例

函館市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成 2 5 年函館市条
例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 6 条第 2 項中「第 3 3 条第 2 項第 3 号」を「第 3 3 条第 2 項第 4
号」に改める。

附 則

この条例は、道路法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 2 号）
の施行の日から施行する。